

富山県がん診療連携協議会ホームページの作成について

1 趣旨

令和4年8月1日に示された「がん診療連携拠点病院の整備について」では、都道府県協議会の役割が大幅に強化され、「都道府県全体のがん医療等の質の向上のため、都道府県内の都道府県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すること」が求められている。

そのため、がん診療連携協議会においては、がん医療等に関する情報の共有及び広く周知することが必要である。

2 富山県がん診療連携協議会ホームページの作成について

(1) 掲載事項

別添ホームページのとおり

(2) ホームページ公開日

令和5年10月20日

とやまのがん対策

一歩ずつ、がんと向き合う



がん診療連携拠点病院について

がん診療連携拠点病院は、県内どこでも安心して質の高いがん医療を受けることができる体制を確保するため、専門的な医師が配置されていることなど、一定の要件を満たす病院を県知事又は厚生労働大臣が指定しています。

富山県では、がん医療水準の均てん化を促進する上で中心的な役割を担うがん診療連携拠点病院を積極的に整備することとし、県内の4つの二次医療圏すべてにおいて、1か所ないし2か所以上の病院が指定を受けています。

県内の
がん診療連携拠点病院

がん診療内容

がんに関する相談窓口・
セカンドオピニオン

市民公開講座について

随時情報を更新いたしますので、しばらくお待ちください。

富山県がん診療連携協議会とは

がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（令和4年8月1日健発0801第16号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がん診療連携拠点病院機能強化事業を適性かつ円滑に実施するため、各病院の担当者が集まって事業の具体的な進め方等について検討を行うため設置しています。

組織体制図



協議会設置要綱



富山県がん診療連携協議会

〒930-8550

富山県富山市西長江2丁目2番78号
(富山県立中央病院内)

TEL:076-424-1531

がん診療連携拠点病院について

- 県内の地域がん診療連携拠点病院
- がん診療内容
- がんに関する相談窓口・セカンドオピニオン

市民公開講座について

富山県がん診療連携協議会とは

- 組織体制図
- 協議会設置要綱

お問い合わせ